

令和6年9月の優しさ通信

目次

- (1)  障がい者の底力引き出し
- (2)  チャイルドシート 150 ㌢になるまで
- (3)  ヘアアイロンでやけど 使用後、子どもの接近注意
- (4)  高齢の親、詐欺被害どう防ぐ 信託・後見制度も選択肢
- (5)  隠れ待機児童 7 万人超

(1) 障がい者の底力引き出し

- *企業が障がい者の働く機会を広げる新手法を模索しています。
- *テレワークを活用し対面を避けて働けるようにしたり、雇用の受け皿となる専門組織を整備したり、といった取り組み。
- *あらゆる業種で人手不足が深刻化。
- *2040 年に国内の労働力の需給ギャップは 1100 万人に。
- *国内の非就労障がい者は約 400 万人。
- *障がい者雇用を目的とする「特例子会社」は 2023 年時点で約 600 社。
- 中小、法定雇用率達成 5 割未満 ミスマッチ大きく
- *2023 年の国内の雇用障がい者数（従業員 43.5 人以上の民間企業）は約 64 万人。
- *前年比 2.8 万人増え、過去最高を更新。
- *法定雇用率は 2024 年に 2.5%、2026 年に 2.7%。
- *従業員 43.5～100 人未満の中小企業の障がい者の実雇用率は 1.95%。
(2024 年 8 月 22 日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(2) チャイルドシート 150 ㌢になるまで

J A F、推奨基準引き上げへ シートベルトのみは危険

- *日本自動車連盟（J A F）はチャイルドシート使用を、法律で義務化されていない 6 歳以上の子どもでも身長によっては利用を推奨します。
- *低身長の子どものみがシートベルトだけで乗車していると、事故時に肩のベルトが首に食い込んだり、腰のベルトが腹部を圧迫したりする危険があります。

*道路交通法は、6歳未満の子どもを乗車させる時はチャイルドシートの使用を義務付けています。

*日本自動車工業会（自工会）は、6歳以上でも身長150cmになるまではチャイルドシートの利用が望ましいとしています。

*身長が140cmだとシートベルトが首にかかる恐れがあります。

*チャイルドシートをつける時も、子どもの鎖骨と腰の下にベルトがかかるように配慮し、首や腹部が押さえつけられないように注意する必要があります。

*チャイルドシートの使用率は、2023年で1歳未満は92%、5歳になると55%強。

*2013～2022年のデータで、1歳以下でチャイルドシートを使用していた場合の死亡・重傷率は1.1%。不使用では4.7%に上昇。

*2～4歳も約5倍、5～12歳も約2.4倍に増えていました。

*JAFと自工会はホームページで、シートベルトだけを使用した場合のリスクやチャイルドシートの適切な使用を啓発する動画を公開しています。

（2024年8月26日 日本経済新聞記事より抜粋・引用）

(3) ヘアアイロンでやけど 使用後、子どもの接近注意 事故、0～2歳が7割占める

*ヘアアイロンによるやけどの事故は、国民生活センターに2019年以降43件寄せられました。

*1歳が18件で最も多く、0～2歳で30件。

*親の使用中や使用直後の高温部に触れたり、握ったりして手のひらや指をやけどした例が大半。

（2024年8月26日 日本経済新聞記事より抜粋・引用）

(4) 高齢の親、詐欺被害どう防ぐ

信託・後見制度も選択肢

*息子や娘に預金や不動産の名義を移し管理してもらう「家族信託（民事信託）」は、本来の持ち主は親のままで管理を託します。

*親の認知機能がしっかりしていることが前提。

*成年後見人制度は、認知症などにより判断能力が不十分になった場合に使う「法定後見」と、判断能力の低下に備えて準備する「任意後見」の2つがあります。

*法定後見人は裁判所が選任するため、希望する親族が選ばれる保証はありません。

*原則、制度の利用はやめられず、利用者が亡くなるまで法定後見人に報酬を支払い続ける必要があります。

*任意後見は、親族などの信頼できる人を将来の後見人に指定し、支援内容を契約で決めておきます。

*後見人の業務をチェックする「任意後見監督人」が必要になります。

*詐欺的な商法などの契約を取り消すことはできません。

(2024年8月27日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(5) 隠れ待機児童 7万人超

希望施設「空き」待ち 育休延長要因に

*特定の施設を希望するといった理由で保育所に入所できない「隠れ待機児童」が4年ぶりに7万人超に達しました。

*希望しても保育所などに入れない4月1日時点の待機児童数は、前年より113人少ない2567人。6年連続で過去最少を更新。

*この数字は、特定の保育所を希望して入所できない場合などは含みません。

(2024年8月31日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

